

第4次障害者長期計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の 策定方針(案)

1. 計画策定の目的

- 寝屋川市は、まちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」や福祉分野のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」のもとで、6年計画である「寝屋川市障害者長期計画」を基本方針とする障害者支援を推進しています。
- また、3年計画である「寝屋川市障害福祉計画・障害児福祉計画」を、障害者長期計画を具体的に推進するための計画としても位置づけています。
- 現行計画は、平成30年3月に第3次障害者長期計画と第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を一体的に策定し、令和2年3月に障害福祉計画・障害児福祉計画をそれぞれ第6期・第2期に改訂し、PDCIサイクル(※)の考え方に沿って推進してきましたが、これらは、いずれも令和5年度が最終年度となります。
- この間、我が国では、社会保障制度改革の方向性として「地域共生社会実現」が示され、社会福祉法や各分野の法制や制度が改正されました。令和4年の障害者総合支援法の改正では、多様な障害や難病などに考慮して地域生活や就労への支援をいっそうすすめることとされています。
- また、本年3月に改定された国の障害者基本計画は、国連の障害者権利条約に基づく勧告(総括所見)を受けて、下記のような基本理念等を掲げるとともに、社会のあらゆる場面での障害者差別の解消が各論の第1項目に位置づけられています。

《国の「第5次障害者基本計画」の基本理念と視点》

【基本理念】(要旨)

- ・ 障害のある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し自己実現できるよう支援するとともに、参加を制約する社会的障壁を除去する

【各分野に共通する横断的視点】(要旨)

- ・ 国連障害者権利条約の理念の尊重と整合性
- ・ 共生社会の実現に資する取り組み
- ・ 当事者本位の総合的で分野横断的な支援
- ・ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・ 障害のある女性、こども、高齢者に配慮した取り組み
- ・ 実効性のある取り組み

- 寝屋川市においても、総合計画、地域福祉計画がいずれも令和2年3月に改定され、新たな方向性のもとで施策やまちづくりが推進されています。
- あわせて、令和2年からは新型コロナウイルスによる感染症が市民の生活や社会・経済に大きな影響を与えましたことをふまえ、新たな感染症も含めた対策や、この間に顕在化したさまざまな課題への対応をすすめていく必要があります。
- こうした状況をふまえ、今後の障害者支援の方向性と具体的な取り組みを定めるよう、次期の障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定します。

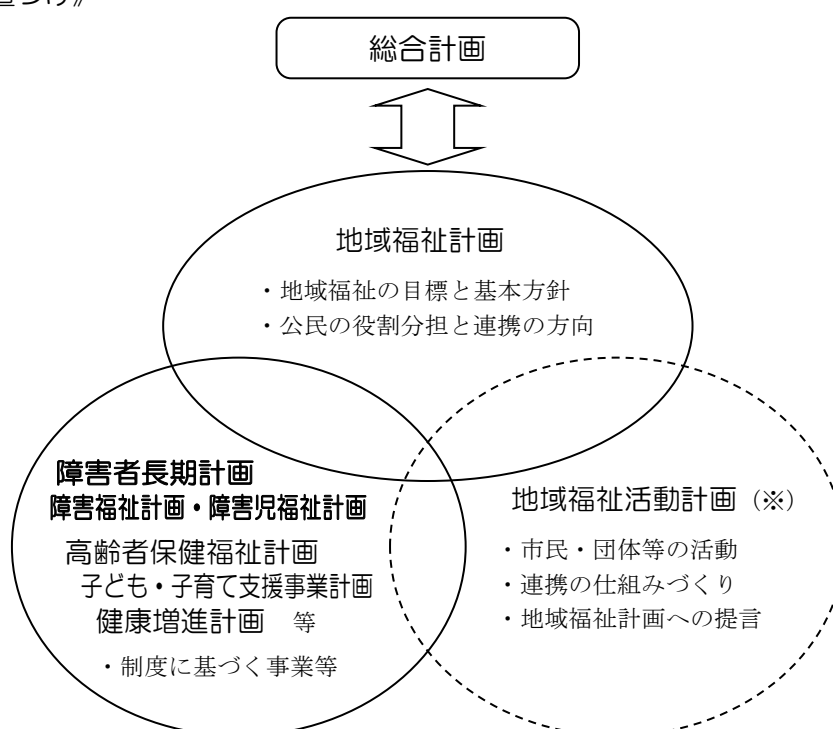
(※) 計画(Plan) → 実行(Do) → 点検(Check) → 改善・改革(Innovation)を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

2. 計画の位置づけと期間

【市の各種計画との関係】

- 障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画は、現行計画の考え方を継承し、下図のように上位計画である総合計画、地域福祉計画や各種の分野別計画等と連動させることで、分野を超えた連携によって、障害のある人のライフステージを通じた多様なニーズに対応する公民協働の取り組みを効果的に推進します。
- そのため、総合計画が示す市の将来像である「新たな価値を創り、選ばれるまち寝屋川 ～イノベーションの創出～」の実現、地域福祉計画の基本理念である「地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実」を推進する計画をめざし、障害者支援の分野での方向性や取り組みを定めます。

《計画の位置づけ》



(※) 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼びかけ役となり、市民・団体・事業者等が取り組む活動を定める計画です。

【3つの計画の位置づけと関係性・期間】

- 「障害者長期計画」は障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画、「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」は障害者総合支援法（第88条）、児童福祉法（第33条の20）に基づく計画です。
- 寝屋川市は、これまでもこれらの計画を一体的に策定・推進することで、総合的・効果的な障害者支援を推進してきました。次期計画もこれまでの考え方を継承し、3つの計画を一体的に策定します。

- 障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。
- 障害者長期計画は、障害者支援をとりまく状況や制度の変化をふまえて、中長期的な視点で方向性を示すよう、6年間（令和6～11年度）の計画として策定します。

《計画の名称と期間》

令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	→
第4次障害者長期計画						→ 第5次計画へ
第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画			→ 第9期計画へ → 第5期計画へ

- 障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、国・府が示す基本方針をふまえて作成します。

《国の第7障害福祉計画・第3期障害児福祉計画基本指針のポイント》

<ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活への移行・地域生活の継続の支援 → 重度障害者等の支援も拡充 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 → 医療計画との連動性も考慮 ③ 福祉施設から一般就労への移行 → 就労中の人の就労系サービス一時利用を追加 ④ 障害児サービス提供体制の計画的な構築 → 児童発達支援センターの機能強化など ⑤ 発達障害者等支援のいっそうの充実 ⑥ 地域での相談支援体制の充実強化 → 協議会での個別事例検討等を成果目標に追加 ⑦ 障害者等に対する虐待の防止 → 精神障害者に対する虐待防止の記載を追加 ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み → 包括的な支援体制構築 ⑨ 障害福祉サービスの質の確保 ⑩ 障害福祉人材の確保・定着 → 事務負担の軽減など ⑪ よりきめ細かい地域ニーズをふまえた計画の策定 → 地域単位の設定など ⑫ 障害者の情報の取得利用・意思疎通の推進 → 障害特性に配慮した取り組みなど ⑬ 難病患者への支援の明確化 → ニーズ把握と支援体制整備 ⑭ 地方分権提案への対応 → 計画期間を柔軟化、見込量以外の活動指標を任意化

- あわせて、国の社会保障制度改革の方向性として示されている「地域共生社会の実現」や「全世代型社会保障への転換」、あらゆる社会経済活動の指標として取り組まれている「持続可能な開発目標(SDGs)」なども考慮して策定します。

3. 計画の策定方法とスケジュール

- この計画は、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」での意見交換をふまえて策定します。なお、計画推進委員会の専門部会として令和4年度に設置した「親なき後等の問題検討委員会」からの報告を、委員会での検討に反映します。
- また、「寝屋川市自立支援協議会」の各会議や「庁内連絡会（ワーキング会議を含む）」での意見を、計画推進委員会での検討に反映します。
- 当事者のニーズを広く把握して計画に反映するため、アンケート調査やヒアリングを実施します。また、市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリック・コメントを実施します。
- ニーズを把握するためのアンケート調査は、現行計画と同様に5,000人程度の方を対象として実施する予定です。調査の対象者は障害者手帳を所持されている方、障害福祉サービス等を利用されている方（サービス支給決定を受けている方）など、広く市民の方を対象として、生活における障害の状況や障害者支援に関する意識、ご意見などをお聴きする方向で検討します。

《計画策定のスケジュール（予定）》

主な検討事項等 (月)	令和5年							令和6年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
進捗状況等の現状分析	■	■	■							
ニーズ調査等の実施			■	■	■	■	■			
次期計画の検討課題の整理			■	■	■	■	■			
基本方向・推進方向の検討				■	■	■	■			
重点施策・成果目標の検討				■	■	■	■			
活動指標（見込量）の検討					■	■	■			
計画素案のとりまとめ						■	■	■	■	
パブリック・コメントの実施									■	■
計画案のとりまとめ									■	■
計画推進委員会			○	(※)	○		○			○

(※) アンケート調査の調査票等について、審議をお願いする予定です。